生駒市条例第３１号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月１９日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和３５年１２月生駒市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「さつき台２丁目」の次に「、翠光台」を加える。

附　則

この条例は、平成３０年１月１日から施行する。